

シンガポールに輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国からシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局で対応しております。

1 シンガポールが求める証明事項

令和2年1月16日以降にシンガポールへ輸出される酒類については、以下を証明する証明書（※1）を添付する必要があります。

- ・ 福島県南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村又は飯舘村で製造された酒類であること

また、指定検査機関作成の放射性物質検査報告書（※2）を添付する必要があります。

※1 商工会議所作成のサイン証明でも可。

※2 放射性物質検査報告書とは、日本政府指定検査機関が作成する放射性セシウムの検査結果の報告書を指す。輸出される酒類について検査を実施した結果、日本の食品基準値（100Bq/kg）を超えていないことを証明する。

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1の事項について証明書の発行を行います。

なお、放射性物質検査報告書の作成を行う指定検査機関については、「[輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について](#)」（農林水産省ホームページ）をご覧ください。

（注）酒類について検査対象としているかどうかは、各機関に事前にお問い合わせください。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、「[シンガポール向け輸出酒類に関する証明申請書](#)」及び「[シンガポールへの輸出申請書](#)」に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。）へ提出してください。

添付書類
<input type="checkbox"/> 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
<input type="checkbox"/> 「シンガポール向けに輸出する酒類に関する誓約書」
<input type="checkbox"/> その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

また、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して、製造場等の所

在在を所轄する国税局酒税課へ電子申請をすることも可能です。データ化した提出書類を添付の上で提出してください。詳細は、国税庁ホームページ「[酒類に関する輸出証明書の『輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）』による電子申請について](#)」をご覧ください。

※1 電子申請の場合には、「シンガポール向け輸出酒類に関する証明申請書」への押印は不要です。

※2 電子申請の際に受付可能なデータは、【bmp、csv、doc、docx、gif、htm、html、jpe、jpeg、jpg、jtd、pdf、png、ppt、pptx、rtf、tif、tiff、txt、xls、xlsx、xml】の22形式です。（令和元年6月1日現在）